

司法書士による 「困った」土地・建物 なんでも相談会

事前
予約制



管理が大変で
手放したい!

遠くに
住んでいて利用する
予定がない。

例えば...

土地を
相続したのに、



相続した土地を国が引き取る制度
(一部対象外あり)

相続土地国庫帰属制度 があります。

その他、土地・建物の様々な悩みは、
司法書士におまかせください。



秘密厳守

3月から毎月2会場で **無料** 相談会スタート! (対面相談のみ)

大津会場

滋賀県司法書士会 司調会館
大津市末広町7番5号

彦根会場

彦根勤労福祉会館2階
彦根市大東町4-28

第1回

令和6年 3月19日(火)

事前
予約制

月1回 (第3火曜日)
13:00~16:00

1ブース
1コマ40分(合計4コマ)



第1回

令和6年 3月13日(水)

事前
予約制

月1回 (第2水曜日)
18:30~20:30

1ブース
1コマ40分(合計3コマ)



お申し込みは

予約申し込み
電話番号

077-511-9956

受付時間 平日 10:00~12:00
13:00~16:00 (年末年始、土日祝を除く)

滋賀県司法書士会

大津市末広町7番5号司調会館
TEL » 077-525-1093(平日 9:00~12:00, 13:00~16:00)

滋賀県司法書士会



滋賀県司法書士会
オリジナルキャラクター
のあき
司しょまる



X(旧ツイッター)
始めました!



≡ 所有者不明土地をなくすため ≡

新しい制度ができました。

所有者が
すぐわかるようにするために

不動産登記
制度の見直し

相続登記及び
住所変更登記が義務化!!
過料の対象に



知らないうちに違反しているかも…
相続により不動産を取得した相続人は、その
所有権を取得したことを知った日から3年以内
に、登記簿上の所有者については、その住所
等を変更した日から2年以内に登記の申請を
しなければならないこととされました。正当な
理由がないのに義務に違反した場合は、過料の
適用対象となります。

(令和6年4月1日、令和8年4月1日施行)



民法のルール
の見直し

もっと土地が
使えるようになるために

調査をしても所有者やその所在を
知ることができない土地・建物に
ついて管理人を選任し、管理・売買
をすることが可能になります。
所在等が不明な共有者がいる場合
には、他の共有者は、地方裁判所の
決定を得て、所在等が不明な共有者
の持分を取得したり、その持分を含
めて不動産全体を第三者に譲渡
することができます。

土地・建物の
お困りごと、
分からない手続きや、
不安や悩みなど、
司法書士へ相談して
解決しませんか。

共有や財産管理の
ルールを改正!!
土地を利用しやす
くなります



所有者不明土地とは、

不動産登記簿により所有者が判明しない、
判明しても連絡がつかない土地のことをいいます。土地取引や土地の
利用活用ができず、管理されずに放置され、隣接する土地へ悪影響が
発生したりするなど、今、所有者不明土地が大問題となっています。

知らない土地を手放せるために

相続土地国庫
帰属制度

相続等によって土地の所有者を取得
した相続人が、法務大臣の承認に
より、土地を手放して国庫に帰属さ
せることを可能とする制度が新たに
創設されました。ただし、通常の管理
又は処分をするに当たって過大な費用
や労力が必要となる土地については
対象外となります。

相続した土地を
国が引き取ります!!

〈国庫帰属が認められない土地の主な例〉

建物、工作物、車両等がある土地

土壌汚染や埋設物がある土地

担保権などの権利が設定されている土地

境界が明らかでない土地

危険な崖がある土地

通路など他人による使用が予定される土地